

# 震災特例法による登録免許税の免除適用チェックシート

※ 該当する項目に応じて、次の項目に進んでください。

## Step 1 登録免許税の免除要件のチェック

### 1 申請者（対象となる会社・法人等）の確認

- 株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社（会社法第2条第2号）
- 相互会社（保険業法第2条第5項）、外国相互会社（保険業法第2条第10項）
- 一般社団法人、一般財団法人
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項）

「2（1）へ進む」

次の項目に進む際は、下線の文字列をクリック（以下、同じ。）

- 商号又は支配人の登記をしていた個人商人又はその相続人  「2（2）へ進む」

### 2 申請する登記の種類（対象となる登記）の確認

#### (1) 会社・法人関係

- 本店（主たる事務所）又は支店（従たる事務所）の移転の登記
  - 外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所の移転の登記
  - 住所を登記事項とする役員住所移転に係る役員変更等の登記（代表清算人に係るものを除く。）
- ※ 詳しくは、[【別表】](#)をご覧ください。

「3へ進む」

- これら以外の登記  登録免許税の免除の対象となる登記ではありません。  
【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

#### (2) 個人商人関係

- 商号の登記をした個人商人の営業所又は支配人を置いた営業所の移転の登記
- 当該商人又は支配人の住所の移転の登記

「3へ進む」

- これら以外の登記  登録免許税の免除の対象となる登記ではありません。  
【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

### 3 登記するに至った理由（免除要件）の確認

- 東日本大震災によりその本店・事務所等の用に使用していた建物(以下「被災建物」といいます。)が滅失したため(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。)



- 全壊した
  - 大規模半壊した
  - 津波により流失した
  - 津波により床上1m以上浸水した
  - これら以外の被害
- ⇒ [Step 2へ進む](#)
- ⇒ 原則として、登録免許税の免除要件には該当しません。詳しくは、法務局へお問合せください。  
【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- 原子力発電所の事故に関する警戒区域設定指示等の対象区域内に被災建物が所在しており、使用することができなくなったため

※ 平成24年4月16日現在において、警戒区域設定指示等とは、警戒区域設定指示、避難指示、計画的避難区域設定指示、避難指示解除準備区域設定指示、居住制限区域設定指示及び帰還困難区域設定指示をいいます。



- 警戒区域
  - 避難指示区域
  - 計画的避難区域
  - 避難指示解除準備区域
  - 居住制限区域
  - 帰還困難区域
  - 現在、警戒区域設定指示等は解除されているが、解除された日から3月以内に本店、事務所又は住所等に移転した
  - これら以外の指示
- ⇒ [Step 3へ進む](#)
- ⇒ 登録免許税の免除要件には該当しません。  
【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- これら以外の理由 ⇒ 登録免許税の免除要件には該当しません。  
【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

※ 必ず Step 1 で確認してから実施してください。

## Step 2 東日本大震災により被災建物が滅失した ことを証する書面の要件チェック

### 1 申請する登記の種類（対象となる登記）の確認

#### (1) 会社・法人関係

- 本店（主たる事務所）又は支店（従たる事務所）の移転の登記
  - 外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所の移転の登記
- }  [「2 \(1\) へ進む」](#)
- 住所を登記事項とする役員の住所移転に係る役員変更等の登記（代表清算人に係るもの等を除く。）  [「2 \(2\) へ進む」](#)

※ 詳しくは、[【別表】](#)をご覧ください。

#### (2) 個人商人関係

- 商号の登記をした個人商人の営業所又は支配人を置いた営業所の移転の登記  [「2 \(3\) へ進む」](#)
- 当該商人又は支配人の住所の移転の登記  [「2 \(4\) へ進む」](#)

### 2 免除を受けるための必要書類（り災証明書）の確認

#### (1) 本店（主たる事務所）又は支店（従たる事務所）若しくは外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所の移転の登記

- ①会社（法人）の商号（名称）及び本店（主たる事務所）、②被災建物の所在地、③会社（法人）が被災建物を使用していたこと、④損壊の程度、⑤東日本大震災によるり災であることが分かる内容の記載がされた「り災証明書」を持っている

 [「3 へ進む」](#)

- 「り災証明書」は持っているが、前記①から⑤の記載が全て整っていない  登録免許税の免除を受ける証明書としては不十分ですので、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- 「り災証明書」を持っていない  前記①から⑤の要件を満たした証明書を、市町村役場から入手してください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

#### (2) 住所を登記事項とする役員の住所移転に係る役員変更等の登記（代表清算人に係るもの等を除く。）

- ①役員の氏名及び住所、②被災建物の所在地、③役員が被災建物を使用していたこと、④損壊の程度、⑤東日本大震災によるり災であることが分かる内容の記載がされた「り災証明書」を持っている

 [「3 へ進む」](#)

- 「り災証明書」は持っているが、前記①から⑤の記載が全て整っていない  登録免許税の免除を受ける証明書としては不十分ですので、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- 「り災証明書」を持っていない

⇒ 前記①から⑤の要件を満たした証明書を、市町村役場から入手してください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

### (3) 商号の登記をした個人商人の営業所又は支配人を置いた営業所の移転の登記

- ①商号、当該商人（又はその相続人）の氏名及び営業所（支配人を置いた営業所の移転の場合は、商号、支配人の氏名及びそれを置いた営業所でも可）、②被災建物の所在地、③当該商人又は支配人が被災建物を使用していたこと、④損壊の程度、⑤東日本大震災によるり災であることが分かる内容の記載がされた「り災証明書」を持っている

⇒ [「3へ進む」](#)

(注) 個人商人の相続人が登記を申請される場合は、そのほかに、当該相続人の戸籍謄本又はその他の当該相続人に該当することを証する書類が必要になります。詳しくは、法務局へお問合せください。

- 「り災証明書」は持っているが、前記①から⑤の記載が全て整っていない

⇒ 登録免許税の免除を受ける証明書としては不十分ですので、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- 「り災証明書」を持っていない

⇒ 前記①から⑤の要件を満たした証明書を、市町村役場から入手してください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

### (4) 商号の登記をした個人商人又は支配人の住所の移転の登記

- ①当該商人（又はその相続人）又は支配人の氏名及び住所、②被災建物の所在地、③当該商人又は支配人が被災建物を使用していたこと、④損壊の程度、⑤東日本大震災によるり災であることが分かる内容の記載がされた「り災証明書」を持っている

⇒ [「3へ進む」](#)

(注) 個人商人の相続人が登記を申請される場合は、そのほかに、当該相続人の戸籍謄本又はその他の当該相続人に該当することを証する書類が必要になります。詳しくは、法務局へお問合せください。

- 「り災証明書」は持っているが、前記①から⑤の記載が全て整っていない

⇒ 登録免許税の免除を受ける証明書としては不十分ですので、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- 「り災証明書」を持っていない

⇒ 前記①から⑤の要件を満たした証明書を、市町村役場から入手してください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

## 3 登記の申請手続

登記の申請書に「り災証明書」を添付して、これらの書面を持参又は郵送等の方法により、福島地方法務局法人登記部門へ提出してください。

**【免除適用チェックは、以上で終わりです。】**

※ 必ず Step 1 で確認してから実施してください。

**Step 3 被災建物が警戒区域設定指示等の対象  
区域に所在していたことを証する書面の  
要件チェック**

1 申請する登記の種類（対象となる登記）の確認

(1) 会社・法人関係

- 本店（主たる事務所）又は支店（従たる事務所）の移転の登記  [「2（1）へ進む」](#)
- 外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所の移転の登記  [「2（1）へ進む」](#)
- 住所を登記事項とする役員の住所移転に係る役員変更等の登記（代表清算人に係るもの等を除く。）  [「2（2）へ進む」](#)

※ 詳しくは、[【別表】](#)をご覧ください。

(2) 個人商人関係

- 商号の登記をした個人商人の営業所又は支配人を置いた営業所の移転の登記  [「2（3）へ進む」](#)
- 当該商人又は支配人の住所の移転の登記  [「2（4）へ進む」](#)

2 免除を受けるための必要書類（東日本大震災に係る建物所在証明書等）の確認

(1) 本店（主たる事務所）又は支店（従たる事務所）若しくは外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所の移転の登記

- 当該登記を受ける会社・法人名義の「東日本大震災に係る建物所在証明申請書（登録免許税関係）」に市町村長の証明を受けた書類（以下「建物所在証明書」といいます。）を持っている  [「3へ進む」](#)
- 「建物所在証明書」は持っているが、証明事項から削除されている箇所がある  **登録免許税の免除を受ける証明書としては不十分ですので、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】**  
(注) 本証明書の「上記建物と申請者との関係」について、市町村において明確に確認できないなどの理由により、証明事項から削除される場合があります。
- 「建物所在証明書」は持っていないが、市町村長発行の「り災証明書」及び「警戒区域設定指示等が行われた日及び警戒区域設定指示等が解除された日の記載がある書類（例えば、当該日の記載がある市町村長から住民への配布書類等。以下「市町村配布書類」といいます。）を持っている  **登録免許税の免除を受ける証明書として要件を満たしているかどうか、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】**
- 「建物所在証明書」並びに「り災証明書」及び「市町村配布書類」いずれも持っていない  **建物証明申請書の「様式」及び「記入例」が、当局ホームページに掲載してありますので、そちらを使用して、市町村長の証明を受けてください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】**

(2) 住所を登記事項とする役員の住所移転に係る役員変更等の登記（代表清算人に係るもの等を除く。）

- 当該登記を受ける会社・法人の役員等の名義の「建物所在証明書」を持っている

⇒ [「3へ進む」](#)

- 「建物所在証明書」は持っているが、証明事項から削除されている箇所がある

⇒ 登録免許税の免除を受ける証明書としては不十分ですので、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

(注) 本証明書の「上記建物と申請者との関係」について、市町村において明確に確認できないなどの理由により、証明事項から削除される場合があります。

- 「建物所在証明書」は持っていないが、市町村長発行の「り災証明書」及び「市町村配布書類」を持っている

⇒ 登録免許税の免除を受ける証明書として要件を満たしているかどうか、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- 「建物所在証明書」並びに「り災証明書」及び「市町村配布書類」いずれも持っていない

⇒ 建物証明申請書の「様式」及び「記入例」が、当局ホームページに掲載してありますので、そちらを使用して、市町村長の証明を受けてください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

(3) 商号の登記をした個人商人の営業所又は支配人を置いた営業所の移転の登記

- 当該登記を受ける個人商人（又はその相続人）の名義（支配人を置いた営業所の移転の場合は、支配人の名義でも可）の「建物所在証明書」を持っている

⇒ [「3へ進む」](#)

(注) 個人商人の相続人が登記を申請される場合は、そのほかに、当該相続人の戸籍謄本又はその他の当該相続人に該当することを証する書類が必要になります。詳しくは、法務局へお問合せください。

- 「建物所在証明書」は持っているが、証明事項から削除されている箇所がある

⇒ 登録免許税の免除を受ける証明書としては不十分ですので、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

(注) 本証明書の「上記建物と申請者との関係」について、市町村において明確に確認できないなどの理由により、証明事項から削除される場合があります。

- 「建物所在証明書」は持っていないが、市町村長発行の「り災証明書」及び「市町村配布書類」を持っている

⇒ 登録免許税の免除を受ける証明書として要件を満たしているかどうか、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- 「建物所在証明書」並びに「り災証明書」及び「市町村配布書類」いずれも持っていない

⇒ 建物証明申請書の「様式」及び「記入例」が、当局ホームページに掲載してありますので、そちらを使用して、市町村長の証明を受けてください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

#### (4) 商号の登記をした個人商人又は支配人の住所の移転の登記

- 当該登記を受ける個人商人（又はその相続人）又は支配人の名義の「建物所在証明書」を持っている

⇒ [「3へ進む」](#)

(注) 個人商人の相続人が登記を申請される場合は、そのほかに、当該相続人の戸籍謄本又はその他の当該相続人に該当することを証する書類が必要になります。詳しくは、法務局へお問合せください。

- 「建物所在証明書」は持っているが、証明事項から削除されている箇所がある

⇒ 登録免許税の免除を受ける証明書としては不十分ですので、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

(注) 本証明書の「上記建物と申請者との関係」について、市町村において明確に確認できないなどの理由により、証明事項から削除される場合があります。

- 「建物所在証明書」は持っていないが、市町村長発行の「り災証明書」及び「市町村配布書類」を持っている

⇒ 登録免許税の免除を受ける証明書として要件を満たしているかどうか、法務局までお問合せください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

- 「建物所在証明書」並びに「り災証明書」及び「市町村配布書類」いずれも持っていない

⇒ 建物証明申請書の「様式」及び「記入例」が、当局ホームページに掲載してありますので、そちらを使用して、市町村長の証明を受けてください。【免除適用チェックは、以上で終わりです。】

### 3 登記の申請手続

登記の申請書に「建物所在証明書」又は「り災証明書」及び「市町村配布書類」を添付して、これらの書面を持参又は郵送等の方法により、福島地方法務局法人登記部門へ提出してください。

**【免除適用チェックは、以上で終わりです。】**

【別表】住所を登記事項とする役員住所移転に係る役員変更等の登記

	会社・法人	登記事項
①	株式会社	<u>代表取締役又は代表執行役の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u> <u>株主名簿管理人の住所又は営業所</u> <u>会計参与の計算書類等備置場所</u>
	特例有限会社	<u>取締役又は監査役の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u>
②	合名会社・ 合資会社	<u>社員又は社員の職務を行うべき者の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u>
③	合同会社	<u>代表社員又は代表社員の職務を行うべき者の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u>
④	外国会社	<u>①ないし③に掲げる事項</u> <u>日本における代表者の住所</u>
⑤	相互会社	<u>代表取締役又は代表執行役の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u> <u>会計参与の計算書類等備置場所</u>
⑥	外国相互会社	<u>⑤に掲げる事項</u> <u>日本における代表者の住所</u>
⑦	一般社団法人・ 一般財団法人	<u>代表理事の住所</u>
⑧	特定目的会社	<u>取締役又は監査役の住所</u> <u>支配人の住所又は営業所</u> <u>特定社員名簿管理人の住所又は営業所</u> <u>会計参与の計算書類等備置場所</u>
⑨	投資法人	<u>執行役員</u> の住所 <u>投資主名簿管理人</u> の住所又は営業所

[Step 1に戻る](#)

[Step 2に戻る](#)

[Step 3に戻る](#)